

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会
バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第23回）
議事要旨

○日時

令和5年8月23日（水） 16時00分～17時30分

○場所

オンライン開催

○出席委員

高村ゆかり座長、芋生憲司委員、橋本征二委員、道田悦代委員

○欠席委員

相川高信委員、河野康子委員

○オブザーバー

渡邊 泰夫 農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課再生可能エネルギー室 室長
三上 善之 農林水産省林野庁林政部木材利用課 課長
吉野 議章 環境省地球環境局地球温暖化対策課 課長

○事務局

津田 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 課長補佐
森川 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 課長補佐

○議題

- ① ライフサイクル GHG に係る情報開示・報告について
- ② 持続可能性に係る認証取得状況について（報告）
- ③ 持続可能性に係る新たな第三者認証スキームの追加要請について
（ヒアリング及び質疑応答）
 - ・ VIVE Sustainable Supply Programme
 - ・ 一般社団法人農産資源認証協議会

○議事要旨

① ライフサイクル GHG に係る情報開示・報告について

委員（事務局代読）

- 2021 年度までの認定案件に対する自主的取組であることを踏まえ、「B) 業界団体を經由した報告」が妥当である。
- しかし、以下のような論点がある。1 つ目は、これまでも重要な決定については業界団体へのヒアリングなどを通じて対話をしながら進めてきたものと思われ、今回も議論をしておく必要があるのではないか。
- 2 つ目は、少なくとも現状のカバー率を把握してから決定すべきではないか。
- 3 つ目は、実行が可能で、期待されるようなノウハウの蓄積が期待できるのか。また、全体として業界団体に一定の役割を期待しても、エネ庁としても協働・連携をしていく姿勢を見せていくことが肝要である。

委員（事務局代読）

- 事務局案の方向性について大きく異を唱える点はない。
- 事業者の皆様においては、ライフサイクル GHG 関連の情報を開示することが、ESG 投資の観点から今後の事業経営において大きな意味を持つことをご認識いただければと思う。事業者側が積極的な取組をアピールできるようなフォーマットにしていればと思う。
- 報告方法については、推奨事項という現在の制度的位置付けからすると、まずは努力義務として事業者の皆様の自発的な取組とその公表を促すところから開始することに賛成する。

委員

- 特に異論はない。他の委員と同じように、A 案・B 案についてはそれぞれ課題があるので、慎重に検討する必要がある。

委員

- 全体に関して異論はない。1 点、2022 年度以降の認定案件についても、2021 年度以前と同様の扱い（自主的な取組）ということだが、少なくとも GHG の算定の認証情報については持続可能性の認証と同等のものになってくると思うので、公開することを義務付けるということが良いのではないか。
- 業界のカバー率は現状どの程度になっているのか。

委員

- 事務局案に概ね賛成である。
- 業界団体を通じて情報を上げていただく場合の業界団体の役割について、業界団体全体として GHG が減っていく取り組みを行っていく意識でいていただけるとよい。
- カバー率について委員からもコメントがあったが、現状の段階では業界団体を通じての報告をいただいた方が早く上がるということで順番はこれで良いと思うが、独立系の事業者がどのくらいいて、その方達への支援が必要かどうかということも考

えていく必要があるのではないか。

座長

- 委員もおっしゃったカバー率との関係で、2021年度までの既認定案件、対象となる案件、事業者数はどの程度を想定されているのか。
- 類似の国の報告の制度、環境情報等々に係る制度だと、業界単位でデータをまとめて公表・開示というケースもあると理解している。今回は個別の事業者の情報も業界団体を通じた報告においても開示・公表されるものと理解している。

事務局

- 一定規模以上の発電所や燃料調達商社の多くが業界団体に加盟していると承知している。従ってカバー率は相当程度あるのではないかと思っているが、こちらについては詳細を検討の上ご報告させていただきたい。
- 委員からいただいた2022年度以降の認定案件の認証情報の公表義務化について、いただいたご意見も踏まえて引き続き検討したい。
- 委員からいただいた業界単体の役割について、引き続き業界団体と意見交換した上で、認識を共有しながら取り組んでまいりたい。
- 座長からいただいた報告の仕組みについて、事業者単位での情報を提供いただくスキームを前提に検討していきたい。

座長

- 本日いただいたご意見を踏まえて、事務局で方針の取りまとめをお願いしたい。

② 持続可能性に係る認証取得状況について（報告）

委員（事務局代読）

- 2022年4月時点の想定よりも大幅に認証取得が遅れている理由については、WGとしても承知をしておくべきではないか。
- PKSについては、搾油工場のP&C認証取得にボトルネックがあるように見える。副産物の場合、発生地点からP&C認証を求めることは必ずしも一般的ではない中、FIT制度により賦課金が支払われているため厳しい設定にしているという認識でいる。一方で、EFBについてはペレット加工工場からのP&C認証で良いとされており、新規燃料の発生地点について、WGで議論の上明確化した方が良いのではないか。仮に3割程度の認証取得率であるとすると、2024年4月のPKSによる発電量が大きく減ると想定され、電力の安定供給に与える影響については事務局側でどのように見ているか。また、非認証PKSが使われて不正に賦課金を受領していないかという確認が求められる点についても承知をしておく必要がある。

委員（事務局代読）

- 業界団体から報告のあった搾油工場での認証が進まない理由を鑑みると、2023年3月末を確認の期限とする現在の判断は妥当であり、再延長はないと考える。

委員

- 現状を考慮すれば、搾油工場の認証について、委員からの意見もあったが、何らかの対応を検討しても良いのではないかと。搾油工場における認証取得が進んでいない主な理由の1つとして、パームステアリンの価格高騰は非常に大きいと思う。現状、パームステアリンは燃料として輸出できそうにないので、この状況で価格の低いPKS だけのために認証を取る意欲は多分ない。これはなかなか事前には想定できなかった。
- PKS は韓国などにも燃料用として輸出されているが、これらの国では認証を求めず輸出しやすい。このままPKS が他の国に流れることは簡単には見過ごせない。現在導入されているバイオマス発電の容量が約 400 万 kW という中では、PKS は一定の役割を担っているのではないかと。バイオマス発電は再エネの中でも安定した電源と考えて、カーボンニュートラルに向けて利用されるべきではないかと。
- もう1点は、バイオマス発電のGHG 排出量を2030年に火力発電の排出量の70%限度にすると決められ、既認定案件もそれに向けて最大限の削減努力を行うということだが、この条件はかなり厳しい。PKS は副産物であることもあり、クリアする可能性が高いのではないかと。以上のことから対応を再検討しても良いのではないかと。

委員

- 当初予定していた通りに認証が取れないことは制度として良くない状況である。委員から理由のご説明があったが、制度を作った時との状況の変化もあると思うので、そういった情報をしっかり共有して深く検討することが今後の制度設計にとっても重要だと思う。そういった場を一度設ける必要がある。

委員

- PKS に関しては事業者の皆様もご苦労されていることだと思う。そもそも副産物に対して政府系ではこれまで認証を求めておらず、民間でも多くない。日本の制度によって今まで持続可能性認証を持っていなかったところにも取得していただいて、工程を少しでも持続可能なものにしていただくという意味では、非常に日本が貢献できる分野ではないかと。一方で、調達規模が少ないとコストに見合わないことも理解できる。もう一度実態を確認して、どこまで変更が可能なのか、できることは何なのか、再検討があっても良いのではないかと。

座長

- 経過措置そのものを今すぐ延長するといったような対応の変更をすべきだということご議論ではなかったと思う。むしろ認証が付されたPKS等の入手の状況が当初想定していたものと異なる事態が生じている。認証に由来するものと同時に様々な市場環境の変化も背景にあると委員からもご発言があった。以前からの状況の変化についてもう少ししっかり把握をしてはどうかという委員のご意見だったと思う。
- PKS、副産物の持続可能性について、国の買取制度の下で、しっかりした持続可

能性を担保する前提で議論をしてきた。

- 本日の議論を受けて、事務局で対応の検討をお願いしたい。

事務局

- 期限の延長のこれまでの経緯や整理、座長の方向性も踏まえて、改めて検討させていただきたい。
- 搾油工場での認証が進まない理由については、委員の皆様からいただいたコメントに加えて、事務局として把握していることについてご説明させていただきたい。1つ目はブローカーが搾油工場と原産国のトレーダーの間に介在しており、ブローカー自身が認証取得に対応しない、また、搾油工場への監査がそのような仕組みのもとで困難になっている実態があると承知している。
- 2つ目は搾油工場が副産物である PKS の認証取得に対して大きな抵抗感を持っている、監査書類の準備が煩雑であり対応が困難であるといった事態もあると承知している。
- PKS の持続可能性認証については、2018 年度から議論をされており、これまで経過措置の延長などの取組を行ってきた中で、認証取得に向けた猶予期間や予見可能性などは十分に確保されてきたのではないかと。これ以上時間的猶予があった場合に認証取得率の向上が期待できるのかどうかといったことは前提としてある。
- また、マレーシアにおいて MSP0 新基準に関する監査の開始が大幅に遅延しているといった情報もある。MSP0 Part4 については 2023 年度から新規に追加された認証スキームであり、今年度末までの経過措置の前提とはなっていない。
- 本日委員の皆様から頂戴したご意見も踏まえて改めて整理していきたい。

③ 持続可能性に係る新たな第三者認証スキームの追加要請について

(ヒアリング及び質疑応答)

- ・ VIVE Sustainable Supply Programme
- ・ 一般社団法人農産資源認証協議会

委員

- VIVE に質問がある。1つ目は認証と VIVE のプログラムの違いについて、プログラムは合格・不合格を出すのではなく、成績表を出すということだが、どのような書類が出てくるのか。各項目について、例えばそれぞれ 5 段階で評価がついてくるものだと考えてよろしいのか。
- 関連して事務局に問合せだが、今までの認証だと認証が取れていればこちらで認めるという形になるが、そうでない形の時にどのようにこちらで許容するのかというところも判断が必要だと考える。
- 2つ目は、3 年かけてプログラムを行っていくというお話だったが、それは最低期間になるのか、もっとかかる可能性があるのか。最低 3 年間が必要だということだ

あれば、こちらで VIVE を使うことになった場合にでも、3 年後までは新しい事業者は使えないということになるのか。

委員

- ARC は採算性が課題になったということだが、そこはクリアできる見通しで進められているという理解で良いか。

委員

- VIVE について事務局に対して質問になるが、第三者による独立評価という点で採用が確定していないということだったが、どの辺りが問題になっているのか。
- VIVE に参考までに伺いたい。資料 4 の p.9 にサトウキビに関する事例がある。ここでバガスが挙げられているが、どの国のどのような市場で、どのような使用目的で流通しているのか。

座長

- VIVE へのご質問が 2 つある。1 つ目が、先ほどの委員のご質問とも重なっていると思うが、日本の持続可能性基準については、いくつか満たすべき基準を明確にしているものがある。このような基準を満たさない形で調達されたものについては、再エネの買取制度のもとで買取をしないという制度の作り付けをしている。日本が設定した義務的な基準が満たされない場合に、改善計画を立て、改善計画の進捗を図ることを義務付けると説明をいただいているが、このような理解で正しいか。基準を満たしていないものに関しても、改善計画を立てられて進捗をしていけば、VIVE の認証を満たしたものと評価されるのか。
- 2 つ目が、PDCA サイクルについて、サイクルが 3 年間回っている間に一度基準を満たしたとプログラムが評価をされると、その次の 3 年までは、実施計画の評価はされるが個別の基準についての評価は行われるのか、行われぬのか。

VIVE Sustainability Supply Programme

- スコアリングについて、ご理解の通りである。認証ではなく検証システムになる。メンバーの位置をいくつかの基準に基づいて評価をしてスコアリングシステムを提供する。スコアリングシステムは 2 つの基準（コアコンテンツ基準と VIVE スタンダードプログラム基準）があり、コアコンテンツ基準は、全ての参加者が認証基準に匹敵するような業界基準である。認証システムは従来からツールとして使われてきたが、検証システムはよりフレキシブルなツールとして持続可能性のサプライチェーンの評価に使うことができる。その他の地域でも評価を行う組織がこうしたアプローチを取れるようになっていく。VIVE プログラムで ISEAL がグローバル基準として他の持続可能性プログラムと並んで使われており、企業が使っているプログラムが十分なものであるかを検証していく。評価されているものが方法論として十分に堅固で目的を満たすために十分であるか、はっきりとした数値を出して、それが改善を示しているかといったところを検証する。

- 評価のプロセスについて、時間軸は3年のサイクルだが、VIVEのプログラムでは毎年の評価を行う。1年目は100%の基準を適用し、必要であれば改善計画を作っていく、2年目、3年目も同様の評価を行っている。3年目に評価を行ってコアコンテンツ基準も測定して、さらに必要があればそこに基準を適用していく。このサイクルは最低でも3年となる。1年間をいわば試験期間として使って、改善が続き、方法論が打ち立てられれば3年間のサイクルを取っていき、このサイクルを繰り返していく。参加者は10年、20年と必要なだけ参加することができるが、評価のプログラムは3年サイクルで行って、まず目標を立て2年間で達成し、4年目で新しい目標を樹立してそれを目指すことになる。目標の中には3年では達成不可能なものもある。その場合には行動計画を立てて、2回目のサイクルで達成することになる。
- サトウキビについて、バガスを使ってエネルギーに転換していく。通常だと製糖工場でエネルギーとしてガスを燃焼してボイラーの燃料としているが、多くのサトウキビがガスに転用され、ガスの燃料として販売されるか、ペレット化して販売される。これがバイオマス製品にもなる。サトウキビ・砂糖生産事業者に対して、ペレット化した素材、もしくはペレット化する機器も販売している。

一般社団法人農産資源認証協議会

- JABはあくまで認定機関であり、認定機関としての採算性と認識している。企業としても今後選択肢が広がって認証取得が増えることが期待されているので、採算性は取れるのではないかと。

事務局

- 委員からいただいた認証が取れていない場合にどのように許容するのかについて、現行のガイドラインにおいては認証取得をしていただくことが前提である。本日のヒアリングの内容を精査させていただいて確認していきたい。
- 委員からいただいた二者間の認証を共有している可能性があるという点に関する事務局の見解について、第三者の認証が前提となっているので、二者間の認証を共有している可能性があるという点については、引き続き確認させていただきたい。

委員

- コアコンテンツ基準があるとおっしゃっていたが、例えば日本のFIT制度向けにコアコンテンツの内容や、コアコンテンツを全て満たしているという書類を出していただくことは可能なのか。

VIVE Sustainability Supply Programme

- VIVEは認証プログラムではなく、民間の検証プログラムを提供している。毎年基準をアップデートして様々な要求に合わせるようにしている。例えばFITスキームに合致するようにベンチマークをアップグレードし、ギャップ分析を行って、必要であれば改善計画を提案していく。参加者が評価プログラムを終えて認証を得た場合、マスマランスとしての認証を出していき、マスマランス方式に投入された分 VIVE

が認められた範囲で持続可能性の素材として検証することができる。このような認証は発行が可能である。

- 時期の問題について、参加者がプログラムの中で VIVE に準拠しているのであれば商品は 1 年目即時に販売が開始となる、もしくはマスバランスを導入することができる。1 年でできるかもしれないが、3 年のサイクルを必要とするかもしれない。これは各社の状況による。

座長

- 追加で質問がある場合は VIVE、ARC にご対応いただきたい。本日は大変貴重な情報を提供いただき、ご質問に丁寧に答えていただき、お礼を申し上げたい。

(その他)

座長

- 事務局には本日いただいたご意見を反映する形で次回以降の WG の検討につなげていただきたい。

事務局

- 次回の WG については日程が決まり次第、経済産業省のホームページにて公表する。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365